

第1324回 高知市教育委員会 5月定例会 議事録

1 開催日 令和7年5月27日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第23号 令和8年度高知商業高等学校入学定員について

日程第3 市教委第24号 高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第25号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第26号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について

日程第6 市教委第27号 高知市人権教育推進委員会委員の委嘱等について

報告 ○水泳授業再開に向けた取組状況について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	永 野 隆 史
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	田 邊 裕 貴
	学校教育課副参事	入 江 洋
	学校教育課指導主事	久 保 智 司
	学校環境整課長	大 黒 貴 司
	青少年・事務管理課長	北 川 朋 代
	青少年・事務管理課長補佐	森 岡 麻 由
	人権・こども支援課長	大 石 将 之
	教育政策課長補佐	田 中 茂 夫
	教育政策課主査補	藤 崎 怜 央

- 1 令和7年5月27日（火） 午後1時30分～午後2時50分
（たかじょう庁舎3階 選挙管理委員会会議室）

2 議事内容

開会 午後1時30分

永野教育長

それでは、第1324回高知市教育委員会5月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

永野教育長

日程第2 市教委第23号「令和8年度高知商業高等学校入学定員について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の田邊でございます。市教委第23号「令和8年度高知商業高等学校入学定員について」ご説明いたします。令和8年度の高知県公立高等学校入学者選抜に係る高知商業高等学校の入学者定員を定めるものです。

資料1をご覧ください。令和8年度高知商業高等学校入学定員案でございます。(1)の全日制の課程は、総合マネジメント科が4学級の140名、社会マネジメント科が2学級の70名、情報マネジメント科が1学級の35名、スポーツマネジメント科が1学級の35名、合計8学級の280名でございます。(2)の定時制の課程につきましては、商業科が1学級40名でございます。全日制・定時制ともに本年度と変更はございません。この入学定員案の理由についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。令和4年度から令和7年度までの入学者の推移を示しております。上の表の全日制の課程におきましては、A日程において入学定員の100パーセント募集を行い、定員を充足しなかった場合は、B日程において再度選抜を行う制度となっております。令和7年度(本年度)のA日程において4学科すべてにおきまして受験者数が入学定員数を上回っております。受験者数はA日程において定員280名に対して、受験者数が333名、合格者数が280名でございました。競争倍率につきましては総合マネジメント科が1.24倍、社会マネジメント科が1.19倍、情報マネジメント科が1.14倍、スポーツマネジメント科が1.03倍という結果となりました。高知県公立高等学校対象32校76学科の中で令和7年度入学者選抜A日程において、すべての学科が定員に達した学校は県下で高知商業高等学校1校でございます。下段の定時制の課程は、B日程からの募集となり定員を充足しなかった場合は、C日程において再度選抜を行う制度となっております。B日程におきまして40名の定員に対し受験者7名、合格者5名、続くC日程におきましては、受験者4名で合格者3名となっており、合計8名の合格者となっております。全日制の課程では、入学者選抜学力検査の平均点は過去4年間県平均を上回る良好な水準が維持されており、学習活動では生徒の主体的な取組が高く評価されております。また、令和6年度の国公立大学合格者は過去最高の54名となるなど、県下の中学卒業予定者数は減少傾向にあるものの、ここ数年の高知商業高等学校の入試状況を鑑みますと、令和8年度も例年と同程度の志願者数が見込まれることから、令和8年度高知商業高等学校全日制の課程の入学定員は現状の280名を維持したいと考えております。また、定時制の課程は商業科1学級定員40名とし、義務教育課程における長期欠席や不登校傾向にある生徒など学

び直しを希望する生徒の受け入れを含め、働きながら学ぶ生徒の学習の機会や子どもたちの居場所を確保するという意味でも現状の40名を維持したいと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

永野教育長

それではこの件に関しまして、ご意見・ご質問のある方よろしくお願いいたします。

西森委員

数としては非常に良好という事で、数が良好という事は質も良好だろうと推定されるという事で非常によいお話を伺ったと思います。これ以上特段質疑もないかもしれませんが、あえて問題提起をさせていただきます。報道などを見ると子どもたちの意識が変わってきているということです。私は結論としていい方向だと思っておりますが、ただ偏差値で順番に上から見て、自分が何をしたいかではなくて偏差値が少しでも上に行く。それが今後の進路保障、生涯保障につながるというような発想があった時代もあったかと思えます。今でもあるところもあるかと思えます。それはそれで一つの側面ではあると思えますけれども、高知県の子どもたちが次の3年間で大事にしよう、いかに楽しく充実した日々を送れるかを大事にしようという事を考えているのではないかと思います。そうした意味において、商業が他校と比較して、相対的にではなく絶対的に持っている価値や子どもたちにどういった点がうけているのかとか、あるいは何が強みなのか教えて頂ければと思います。

学校教育課長

学校教育課の田邊でございます。今の高知商業ですけれども、本当に生き生きと学校生活を送っているお子さんが大変多いです、今申し上げたような高校卒業後の進路実績についても今の中学生にとっても大変魅力的であると伺っております。何より、高知商業高校の卒業生がやはりその魅力を知り合いの中学生とかに伝えて、そういう口コミといいますか、実際の声が中学生に届いているのが大変大きな効果になっていると先日学校長に伺いました。

学校教育課指導主事

学校教育課の久保です。知識等を軽んじるところはないのですけれども、令和4年から国の総合的教育実践プログラムという事業が採択されまして、子どもたちが主体的に外部と連携しながら大学や企業と協働をして学びを進めていくということに3年間力を入れて参りました。本事業は令和6年度で終わったのですけれども、この取組は継続させながら、これからの未来で活躍できるような人材育成に取り組んでいこうと話をしているところです。

西森委員

十分にご説明いただきましてありがとうございました。

永野教育長

谷委員は何かご指摘ありますか。

谷委員

私も素晴らしいと思うのは志願者が減ってないところです。足りなくて困っているという学校がたくさんある中で商業高校がこれだけ成果を出しているというのは、高校生活が充実しているというだけではなくて、やはり将来的なことを見据えて結果を出しているという事もあるし、いろんな面がいい方向に変わっていったからこうなっていると思うので、これを一層維持していくよう取組を継続してください。

永野教育長

森田委員は大学から見られて何かありますでしょうか。

森田委員

感想ですけど、私は定時制の方を拝見していると受験者数が増えているということで、手厚く勉強も生活面も先生が見守ってくださる環境があるので、それこそOG・OBから聞いて受けようと思うのかなと思いました。

野並委員

私も森田委員と同じ定時制の事なのですが、1回目の受験者7名ということについて、どのような分析をしていますか。受験者数が増えたことについて分析はいかがでしょうか。

学校教育課指導主事

学校教育課の久保です。定時制の課程につきましては、全日制と比べてPRをしているわけではないですが、担当していただいている先生方が生徒に寄り添ってとにかく熱心に丁寧にご指導していただいているということと、学習面でも学習支援員をつけまして授業、それから放課後の学習について手立てをしているという日々の取組が繋がっていると聞いております。

野並委員

学び直しの機運が高まっているような雰囲気を感じるという事ではないですか。

学校教育課指導主事

欠席が多かったりという生徒さんも入学されたりすることもあるのですが、学年を追うごとに卒業したいという気持ちがありますので、そこは大事にして先生方が熱心に指導していただいているということです。

永野教育長

今日は入学定員の提示だけですが、少し将来的な目線もこれから持っていかなければならないので、今日は話題程度にはなりますけれども、次の高知商業の像というのをしっかり委員の皆様のご意見を頂戴しながら作っていかなければいけない時期にそろそろ差し掛かっているのではないかなと思います。商業の目覚ましい学習の充実は何回か私も見に行っていますし、実際に生徒たちと接すると本当に生き生きと活動しています。私が知っていたかつての高知商業とは全く違う様相を見せてくれています。かつての良さは当然残しながらも今どういうふうに進めていくのか、国の新しい学びの方法や視点も取り入れてかなりのお金もかかっているようなのですけれども、そういうところの支援も受けつつ学び方を変えていっています。西森委員もおっしゃったように偏差値優位の教育ではなくて、本当に子どもたちが何を学びたいかをしっかりリサーチしながら、大学に限らず、進路に結び付けているという実績、高知商業に行った先輩が本当に楽しそうに学んでいるという姿が中学生に映り、それがこの倍率になっているというのは本当に喜ばしいことだと思います。商業のこの10年余りの生徒たちと教職員たちの頑張りが応えてきたというふうに思います。一方で、今後でございますが、少子化で今年生まれた子どもは高知市は1400人、県全体で3000人です。今はこの倍のボリュームがあるのですけれども、そういった意味で県立学校再編計画がスタートを切っています。受け入れる方も大変苦戦をしながらどういう学校が必要なのかというのを真剣な話し合いを進めているところです。そうしたことも踏まえて、市商のこれからというのは考えていく時期にあるのではないかなと思います。学校規模ですが、今の在籍生徒数は高知市の子どもが半分、市外の子どもの半分だそうです。そういった意味でもどういうふうに教育内容を充実させるか、今新たな商業高校像を示してくれていますので、そういう意味合いの目指すべき商業高校の在り方、育成すべき生徒像というものもしっかりこれから学校運営者・経営者と一緒になって考える役割があるのではないかなというふうに思っています。それに付随しまして、移転したのは昭和45年ですかね。そのあたりですよね。55年くらい経ってしまして様々なところが傷んできています。実際に一番奥にあるプールなんかは使えません。到底使える状態ではないので、それを直そうとするとまた多大な費用がかかるという事で、教育課程の中にある水泳の授業を外して別の体育の教科でやっていくという話もありました。現実的に市議会ではこの1・2年、トイレの改修というのは随分議員さんからの要望もありまして、それは順次進んでいるのですけれども、躯体自体がその当時の建物になりますので、耐震をしておりますけれども、新しい活動に相応しい設えというのはなかなかできないというふうになっております。それに伴いまして、学校環境整備課の方で見積もりをしますとかなりの額の修繕費がいるという事があります。そういった教育内容とそれに付随する将来的な課題も本当に積もって参りました。そういう意味で高知商業の今後の在り方については、これからお話

を少しずつさせていただきたいなと思います。高知商業の校長先生をはじめ、メンバーの方にも来ていただいて商業が目指すべき像はどのようなものなのかを表現してもらい、その上で高知商業の在り方を皆さんで考えていただきたいと思います。国公立大学だけが指標ではないのですけれども、チャレンジをする姿というのは目に見えて伸びていまして、平成25年度は19人だったのが昨年度は54人という事で急激に学びの力がついています。ただ、いわゆる知識注入ではなくてトータルの学びをしながら自己表現ができるような生徒さんを着実に作っていくというのが私の印象に残っております。そういった意味合いからも、大学、あるいは公務員として就職して県内で残ってしっかりと県内の成長を支える人材育成という視点もごございますので、ぜひ商業高校の今後の在り方についてはまた時間をとっていろんな方向から皆さんで応援をするための意見を頂戴していければと思います。

それでは、他にご意見はございませんでしょうか。この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第23号「令和8年度高知商業高等学校入学定員について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんでしょうか。

委員一同

【異議なし】

永野教育長

それでは、市教委第23号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第3 市教委第24号「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の岸田です。議案について説明いたします。今回の委嘱は小学校3校への給食調理等の業務を委託する事業者の選定にあたり、高知市プロポーザル選定委員会条例に基づき、審査委員を委嘱・任命するものです。給食調理業務は現在19箇所の調理場で実施しておりますが、今年度末で委託期間満了となります潮江東小学校、昭和小学校、高須小学校について令和8年度からの業務委託先を選定するための委員でございます。学校給食という事で衛生管理や業務実施体制、危機管理など適切な業務を遂行する業者を選定しなければなりませんので、委員は学校給食の意義や目的を十分理解している専門的な知識を有する方や、対象の学校関係者などを予定しております。表の1番から6番が専門的な知識を有する方々と保護者の代表となっております。このうち4番の正木さんは新任ですが、高知市小中学校PTA連合会の改選が5月24日に行われ、新たに会長となりました方です。7番から9番の竹崎さん、岡村さん、坂本さんは当該対象となる学校の校長でございます。プロポーザル選定委員会の設置に関する要綱においても、それぞれ校長を充てると規定されています。委嘱期間としましては、1回目の選定委員会を行う令和7年7月上旬から業者選定が終了する令和7年12月下旬ごろとしています。9名のうち女性は6名となっております。以上でございます。

永野教育長

この件に関して何かありますでしょうか。

永野教育長

市教委第24号「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第24号は、原案のとおり決しました。

続きまして、市教委第25号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

青少年・事務管理課長

青少年・事務管理課の北川です。市教委第25号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」でございます。資料の5ページになりますが、高知市青年センター運営委員会は高知市青年センター条例第21号の規定により設置しておりまして、現委員の任期は令和7年7月31日まででございますが、今回は令和7年4月の人事異動により小中義務教育特別支援学校長会役員が交代したため、後任の委員の委嘱についてお諮りするものです。

6ページをご覧ください。今回解任する委員と新たに任命を予定している後任者の名簿でございます。解任する方は前三里中学校長の間城校長、そして今回新たに任命するのは今年愛宕中学校の校長になられた安達論香校長になります。

次の7ページをご覧ください。全委員は10人となっております。今回安達委員が女性ですので女性の委員は10名中4名という事になります。説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

永野教育長

この件について、質疑等はありませんか。

西森委員

青年センターという事で構成として青年は大体何人くらいいらっしゃるのですか。何歳までを青年とするかですけれど、その条件は置いておいて、このメンバーには年齢が上の方々がいらっしゃいますね。

青少年・事務管理課長

この中で8・9・10は現役の青年の団体の方になります。7番は工業高等学校の先生なのでそんなにお年ではないかと思えますけれど、8・9・10が現役の青年の方です。

西森委員

拝見していてどなたがどうという訳ではありませんけれど、1番の方は特別会員と言われているから何となく上なのではないかなと思いました。2番の方はOB会で6番の方もOBでこの方は個人となっておりますけれど、そういう意味では現役世代の方は10分の3なのだなと思ったのが1つです。もうちょっと増やせないのかなと思いました。2人となってくるとやっぱり少ないのではないかと思います。青年センターの話なのに上の人ばかりじゃないのとなってくるので、この辺りがどういう事でこうなっているかというのと、今後年代のバランスをどういうふうにしていくのか教えてください。

青少年・事務管理課長

青少年事務管理課の北川です。今年の7月31日が任期満了となっておりますので、また新たに青年センターの運営委員会を選定・選考しているところでございます。青年の登録団体の今の現役世代3名に加えて現役感を出していきたいというのが当課の考えでもあります。この青年センターが発足してからかなりの年月が経ちますので、当時の青年たちが作ったときと今の青年たちの世代間のギャップやセンターへの想い、使い方や活動の仕方が随分変わってきております。現役世代の意見というのを取り入れたいというのは考えているところですが、まだ確定には至っておりません。

永野教育長

事務局の方の想いが通じてきました。

谷委員

6番の個人というのが妙によくわからないです。敢えて個人というのはどういう事かなと思いました。

青少年事務管理課長

個人という書き方をされているのは所属の団体とかが特にないという事で、どこかの企業にお勤めの方だったのですが、この委嘱をしたときに書き方として一企業のお勤め人であれば、個人とい

う書き方をした方がいいのではないかとこの時に言われていたというようなことを聞いております。

谷委員

何の会ですか。

青少年事務管理課長

ここの定例教育委員会で特に企業名など書かないほうがいいのではないかとのご指摘があったように聞いております。

谷委員

私は個人という書き方に違和感があります。利用者ＯＢだけでも良いのではないのでしょうか。

青少年事務管理課長

今回はこのような立場の方になるのかわかりませんが、その時はそういった書き方をしたいと思います。

永野教育長

団体以外の方の意見も重要なのですよね。

青少年事務管理課長

はい。

永野教育長

では、またその点も踏まえてください。

市教委第25号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第25号は、原案のとおり決しました。

それでは、日程第5でございます。市教委第26号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課の大石でございます。市教委第26号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」ご説明させていただきます。趣旨といたしましては、任期中の協議員から関係団体の役員の退任や異動を理由に辞退の申し出があり、委員を交代するものでございます。高知市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき平成27年11月に発足しております。この協議会は高知市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関して、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体双方との連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進することを目的としております。委員は条例に定める機関・団体からご推薦いただき12名を委嘱させていただいております。今回変更がございましたのは、高知地方法務局、高知県警察、高知市立小中義務教育特別支援学校長会、高知市市民協働部、高知市こども未来部でございます。今回は5名の委員の変更でございます。委員の任期は2年以内とされていますが、現委員の任期は令和7年9月30日までとなっており、本日ご提案させていただく委員への委嘱期間は高知市いじめ問題連絡対策協議会等条例第5条に基づき、前任者の残任期間となっております。解嘱と新たな任期は資料9ページ及び10ページの名簿のとおりでございます。説明は以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

2点教えてください。1つは新任の方で前もそうだったという認識なのですが、7番の三浦先生の肩書の対策部長というのは、特別支援学校長会の中で何かの対策なのでしょう。いじめの対策ではなくてどういう対策なのかという事をお伺いしたいという事が1つです。それから、いじめの中に高知市の市民協働部の方をというお話だったのですが、この中で男女共同参画課が果たしている役割というのはどこにあるのか教えてください。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課大石でございます。1点目のご質問の対策部長に関するところですが、ここはおっしゃるとおり高知市立の小中義務教育特別支援学校長会の中の役割分担の中にある対策部会の部長さんをご推薦いただいているという事になります。

森田委員

何の対策ですか。

人権・こども支援課長

安全や危機管理の対策です。2点目の男女共同参画課の方がどういう役割を果たしているかという事ですけれど、これは人権・こども支援課と同様に社会教育に関する色々な人権問題を解決していく施策を組んでいく課になります。高知市教育委員会が学校教育を担っているのに対して、市民協働部人権同和・男女共同参画課は社会教育の方を主に担当していることになります。

永野教育長

男女共同参画に限らずもうちょっと総合的にということですね。

森田委員

学校教育ではない部分を扱っているのですね。

人権・こども支援課長

そういうことになります。

永野教育長

質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第26号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第26号は、原案のとおり決しました。

日程第6です。市教委第27号「高知市人権教育推進委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課の大石でございます。市教委第27号「高知市人権教育推進委員会委員の委嘱等について」ご説明いたします。趣旨といたしましては、任期中の委員から関係団体の役員の退任や異動を理由に辞退の申し出があり、委員の交代をするものでございます。高知市では学校教育及び社会教育における人権教育の推進に関する事項を検討していただくために、かねてより高知市人権教育推進委員会を設置しておりましたが、平成28年4月からは新たに制定いたしました高知市人権教育推進委員会条例のもと、教育委員会の附属機関として本市における人権教育の総合的な推進のためのご意見をいただいているところでございます。条例による設置以降は学識経験者や学校教育経験者、社会教育経験者をはじめとする専門性を有する10人の委員の皆様を委嘱してまいりました。今回改めて委嘱する委員が所属する機関・団体は、高知市人権教育研究協議会、高知市社会福祉協議会、高知市立特別支援学校PTA、高知市こども未来部でございます。委員の任期は2年以内とされていますが、現委員の任期は令和8年5月31日までとなっており、本日ご提案させていただく委員の委嘱期間は高知市人権教育推進委員会条例第5条に基づき、前任者の残任期間となります。

す。なお、解嘱と新たな委嘱は資料12ページ及び13ページの名簿のとおりとなっております。説明は以上でございます。

永野教育長

ありがとうございました。この件に関しまして、質疑等ございませんでしょうか。

はい、では採決させてください。市教委第27号「高知市人権教育推進委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】

永野教育長

ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、市教委第27号は、原案のとおり決しました。

それでは議案は以上でございます。続いて、「水泳授業再開に向けた取組状況について」事務局からの説明をお願いします。

教育次長竹内

教育次長竹内でございます。4月の定例教育委員会、また総合教育会議に続きまして、現在の今年度の水泳授業実施に向けての取組状況をご報告させていただきます。お手元に資料としてA3の横の一覧表にしたもの、そして担当課が発出した文書等を用意しています。各詳細につきましては担当課からご説明させていただきます。

学校教育課長

現在、教育委員会では学校との連携を密に図りながら子どもたちの命と安全・安心を第一として、水泳授業に係る取組を進めています。水泳授業再開に向けましては、教育委員会内に学校体育安全支援チームを立ち上げており、この支援チームや教育委員会の職員が学校を訪問し、水泳授業再開に向けプール設備の確認や、安全管理マニュアル等を基にした指導、助言を行っております。また、各学校は検証委員会からの報告書や安全管理マニュアルを基に、これまで各学校が行ってきた取組を改めて徹底的に見直し、改善を図ることで安全・安心で子どもたちが楽しく学ぶことができる水泳授業再開に向けて準備を進めているところでございます。

配布資料の1ページをご覧ください。4月22日に保護者の皆様に向けて1つ目の教育長メッセージをお送りいたしました。この保護者宛て教育長メッセージでは3月31日に検証委員会から報告書を受け取ったこと、教育委員会内に学校体育安全支援チームを立ち上げたこと、水泳授業の安全管理マニュアルを作成したこと、本マニュアルに基づいた水泳授業安全管理指針を作成することなどを伝えてしています。

配布資料の2ページ・3ページをご覧ください。5月13日に教職員の皆さんに向けて教育長メッセージをお送りいたしました。この教職員宛て教育長メッセージでは教育委員会としての反省点や、普段から徹底すべき6箇条、すべての職員が学校との連携を密に取りながら児童生徒の命と安全安心を第一にあらゆる施策を進めていく事をお伝えしております。更に、5月8日には中学校の教員を対象に、5月15日には小学校の教員を対象に、すべての学校で安全安心に万全を期したうえで水泳授業を行うため、何より子どもたちの命を守るため、水泳指導の安全管理に対する組織力向上を目的に水泳授業における安全管理研修会を開催いたしました。参加した教員からは子どもたちの安全安心のための手立てが理解できて大変参考になったとの感想が聞かれました。研修会終了後は順次、各学校におきまして、本研修を受講した管理職と教員が研修の内容について校内で伝達を行い、実技を伴う校内研修も実施しながら他の教職員への周知を図っております。

配布資料の4ページをご覧ください。5月13日に各学校に水泳授業実施までのロードマップを示しました。このロードマップにしたがって、各学校が水泳授業の安全管理マニュアルに基づいて作成した水泳授業安全管理指針についても、教育委員会においてすべての学校の指針を点検し、各学校で当該マニュアルに沿った指針が作られていることを確認しているところです。

続きまして、配布資料の5ページ・6ページをご覧ください。5月21日に各学校において、安全・安心な水泳授業の運営のために必要な準備や確認が組織的かつ確実に実施されるよう、事前に確認すべき項目、水泳授業実施に向けた30項目のチェックリストを各学校に示したところです。現在、児童生徒の安全管理にかかる対応の進捗や完了状況について各学校と連携を図りながら教育委員会において確認・把握を行っております。教育委員会といたしましては各学校において、安全・安心に実施できる状況が整わない限り、令和7年度の水泳授業は実施できないと考えており、そうした状況が整ったことを確認したうえでの実施の可否の判断とはなりますが、子どもたちが「また泳ぎたい」と笑顔で話し、保護者の皆様には安心してお子様を学校に通わせていただけるよう、引き続き学校との連携を密に図りながら安全・安心な教育環境づくりに全力で取り組んでまいります。学校教育課からは以上でございます。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課の大石でございます。まず当課といたしましては、水泳授業の再開に向けて重大事案が発生いたしました長浜小学校に対する支援が特に重要であると考え、当該校の管理職と連携しながら児童の心理状況や保護者の想い、不安を把握するための調査及び調査結果に基づく支援方法について継続的に協議を重ねてきました。資料の7ページ・8ページは、5月12日から16日にかけて実施した保護者向けの心理調査の案内文と設問になります。また、9ページには、保護者の方へ配布したアニバーサリー反応に関する説明資料、10ページは5月14日に児童を対象に実施した調査の設問となります。調査結果は保護者の約14パーセントから「プール授業の再開に不安がある」との回答があり、なかには再開そのものに反対するご意見もございました。不安の理由としては、設備の改善状況がわからないといった設備面や、監視体制が不安といった安全面への懸念が主な内容です。一方で、安全管理を徹底したうえで授業を再開してほしいとの意見も寄せられました。また、授業に参加しない児童への対応や、保護者による授業参観の実施を希望するといった意見も多くございました。児童の調査では、「事故の事が頭から離れない」と回答した児童が全体の約3割、「プールに入るのが怖い」と回答した児童が2割となっております。

こうした結果を受け、今後の対応としましては、5月30日に実施する長浜小の保護者説明会の中で、当該校から保護者の皆様に設備の改善状況や、水泳授業の実施方法について説明する予定です。児童に対しましては、学校体育安全支援チームによる職員研修を実施した後に、授業の内容を児童生徒向けに説明させていただきます。また、調査で強い不安を示している児童には心理士と担任による個別面談を行い、必要に応じて継続した心理支援を行うとともに、保護者にもその状況をご報告する予定となっております。さらに、教職員に対しても心理士による心理教育や不安を訴える児童への対応についての研修を実施してまいります。なお、長浜小学校以外の学校についても資料11から13ページまでの文書を各学校長及び配置心理士に送付し、参加希望調査と合わせて心理面の調査も実施するよう依頼をしております。その結果に基づき、必要に応じて学校配置の心理士と学校が連携し、対応を検討することとしております。以上でございます。

学校環境整備課長

まずはスケジュール表の学校環境整備課の4月・5月をご覧ください。まずは水泳授業の開始に向けたプールの清掃及び点検についてご説明させていただきます。安全・安心な水泳授業実施のため検証委員会の再発防止活動と並行いたしまして、少なくともここは見直すべきという部分は教育委員会を軸に検討してまいりました。今回の事故は、ポンプの故障が発見されてからプール開きまでの日数がなく、修理のための時間が確保できず、最終的に外部プールを利用するに至ったことが発端となったことから、故障などが判明した場合でも、一定の修繕期間を設けることができるようプール開始時の専門業者による設備の点検時期を早めることといたしました。また、プール設備の点検を行うためにはプールを清掃し、きれいな水を入れておかなければ、ろ過設備の実働点検ができないため、設備の点検時期を早める事にあわせて、プールの清掃を委託し、清掃時期を早めることにいたしました。プールの清掃は、これまで他の学校行事の日程との兼ね合いからプール開

き直前に学校教職員と児童生徒で行っていましたが、他の学校行事との日程に関わらずプール清掃が実施できるようにするため、別途清掃業者に委託しましてプール清掃を行っているところです。最も早い学校では、これまでよりも1か月程度早い4月30日から開始いたしまして本日現在で1校を除きまして完了しております。業者による清掃後、3年に一度実施するプール槽の点検実施対象校である19校につきまして点検を実施、プールへの給水を経て浄化装置の点検を実施しております。浄化装置の点検につきましては、本日現在で4校を除きまして完了いたしております。浄化装置の点検の際に、不具合がございましたら水泳授業の開始日から概ね2週間から4週間程度の修繕期間を確保しておりますので、この間に修繕を実施することといたしております。また、プール槽や主要な機器の交換等、一定期間を要する場合には、直ちに修繕できるよう取り組むとともに、学校と連携しながら児童生徒の安全を何よりも優先し、児童生徒の安全確保ができない場合には、水泳授業に変えて他の体育授業に振り替えるなど、学校と協議を進めることといたしております。

続きまして、各校におけるAEDの2台目の配置についてご説明いたします。高知市立長浜小学校児童プール事故検証報告書の中で、教育委員会と学校は「有事の際、学習者への救護・救助活動が速やかに行えるようにするため、プールにAEDが配置されるよう環境整備や工夫を図ること」と提言をいただいているところでございます。水泳授業の際に、プールサイドに持ち込みができるよう今年度は各校に1台追加することとなっております。現在、水泳授業開始時期に間に合わせるため、5月30日までに各校に納入するように進めておりまして、本日現在で8校を除く学校に納入が完了しております。

続きまして、各校での必要な備品の購入の実施についてご説明をさせていただきます。表で行きますと4月の一番下、ビート板等備品購入予算配当というところになります。安全対策のための備品につきましては、偏光サングラスやビート板、浮き具など、各校の実情に応じて必要な水泳補助用具の品目や数が異なることから、特に浮き具等の命を守るための補助用具が購入できるよう各学校への予算の分配をいたしております。現在、すべての学校で購入が完了している状況ではございませんが、購入が完了した学校からの報告では、ビート板や浮き具、ライフジャケットやプール用のリングブイ等を購入したとのこととございます。また、備品の調達不足の学校につきましては、水泳授業開始までに調達ができるよう追加の予算の分配も行っております。

続きまして、外部利用校準備・保護者説明についてご説明させていただきます。自校プールの不具合により今年度外部プールを利用する学校は、朝倉中学校、鏡中学校が去年に引き続き利用するとともに、プール改築工事中の第四小学校、プール槽から漏水が確認された南海中学校が新たに外部プールを利用することといたしております。朝倉中学校は引き続き大原町の日本トーター総合体育館のプールを利用するとともに、今年度から朝倉のフィッタ高知も追加しております。また、鏡中学校は鏡小学校で、第四小学校は近隣の第六小学校で、南海中学校は介良のくろしおアリーナでそれぞれ移動のうえ、水泳授業を実施いたします。各校水泳授業が実施できるよう移動手段やプールの利用について協議を行いながら順次保護者説明会を開いておりまして、5月10日に南海中学校、5月19日には第四小学校、昨日26日には鏡中学校で既に実施しております。今後の予定といたしましては5月29日に朝倉中学校を予定しております。

続きまして外部プールの利用マニュアルについてご説明させていただきます。高知市立学校のプールの今後の在り方に関する答申書では、自校プールが利用出来ない場合の記載はあるものの、事故検証報告書の再発防止策等の内容を踏まえまして、外部プールの利用を判断するにあたってのマニュアルを現在作成しております。主なところといたしましては、外部プールの施設候補地の選定にあたりましては、学校環境整備課と学校教育課、教育委員会とともに学校が連携し、細部にわたり施設の確認をするものでございます。具体的には候補地のプールの水深、コース数等の状況や、プール用品の配置状況等プールの基礎情報に関する事について、教育委員会は学校長及び授業実施者とともにプールの実地調査を行い、確認いたします。

また、プール実地調査後、学校はプールの基礎的な情報や現場での確認事項を職員会議で検討し、その内容を教育委員会と共有いたします。なお、水泳授業実施直前や期間中に急遽自校プールの使用が困難となった場合におきましても、児童生徒の命を守るため水泳授業の中止も含めた総合的な検討を行うとしています。私からの説明は以上となります。

永野教育長

ありがとうございました。何かご意見はありませんでしょうか。

森田委員

10ページの子どもたちに何かあったら書いてねというアンケートは子どもたちが書いたら必ず先生は目を通してフォロー体制が整っていくのでしょうか。書いたけど返ってこなかったというようなことはないですね。

永野教育長

それも踏まえて学級担任の判断が必要なので、これは西森委員からも度々ご指摘がありましたが私たちが最初の入り口だと思って、子どもたちの心情というものを把握していく事が大事だと思います。このメッセージにつきましては、説明のためのメッセージになっていますので、私の方からもう1回、安心して泳いでもらうためのメッセージを出していこうと思います。

谷委員

市教委もみんなで一致団結して進めているなという気がしますので、大変いいことだと思います。私が心配しているのは長浜小学校の学校の状況です。現在校長先生も変わられたし、教職員の皆さんも具体的にどういう状況なのかなと思うのですが、見に行ってもなくて分からないので、少し教えていただけたらと思います。

竹内教育次長

教育次長の竹内でございます。状況につきましては、不安がないかということそんなことはなくて、不安に思いながらも水泳授業再開に向けた取組はしていこうという事です。一番右の方にお示しをしておりますが、安全委員会を作り修繕箇所を確認しながら、先ほどもありました心理調査、子どもたちや保護者の意見や考えを聞いて現在取組をしているというところになります。また、プールの方については、清掃が完了して水も張った状態になっているという事でこちらの方も特に問題はないです。校長先生からは慎重に見直していこうと連絡をもらっております。こういった取組が全て問題ないと判断できれば、6月の一定時期以降には水泳授業開始の目途が立つと思いますが、現状まだそこまでの判断にはなっていないです。

永野教育長

昨日が運動会でしたか。

竹内教育次長

運動会は土曜日に予定をしておりましたが、雨天で延期になり本日やっけていて、もうそろそろ終わりにしたいと思います。

永野教育長

校長先生にも運動会の雰囲気も含めて、全体的な事を今日お伺いするようにします。ここまで準備が整いましたけれども、なお、子どもたちの直接のアンケートでは、やっぱり不安だという課長からの報告もありましたので、そういったことも踏まえて保護者にフィードバックをすることを5月30日の15分間だけ取ります。そこで色々ご意見を頂戴すると思うのですが、私どもとしては、泳ぐ機会は失いたくないという事もありますが、一方では泳ぐことによって、その子が精神的負担を負ってしまったり、それ以降の人生でもう水も見たくないというようなことになってはいけないので、そこは本当に慎重に考えていかないとはいけません。万全な準備はいたしますけれども、保護者の皆様にとったらどこまでが万全なのかという事はあると思いますので、泳がせたいという事を前面に出すとまた同じ轍を踏んでしまいますので、泳げる環境は整えたけれども、学校とも保護者とも考えていきます。ありとあらゆる選択肢があると思います。気持ちがまだまだ整わないの

でもうちちょっと待ってみる方法もあるだろうし、その間にカウンセラーを逐次お願いすることもあるだろうし、もう本当にこれは絶対にできないという場合もあるだろうし、それから、授業としてではなくて水に慣れる何か行事や水遊び等そういったことも可能かもしれないです。様々な事が考えられるので、そこは決め打ちしないようにしていきたいです。一方で職員です。職員の不安感が長浜は特に多いと思うので、職員のケアも含めた話し合いをしていきたいです。それから諸々の事がございますので、抜かりなくやっていかなければいけないと思います。これから緊張の1か月です。

西森委員

本当に心を込めた取組がなされていると思います。本当はこの事件の後ではなくもっと早くできていたらよかったのだろうなと思います。多分学校に日々いろんな課題があるし予算に限りがある中で、大きなことがなければできないのかという忸怩たる思いもありつつも、こうやって全庁的やるってなったらできるのだなと思ったところです。外部プールの利用とかも、在り方の検討がかなり掲揚的な感じだったのですけれども、やればできるのだなというふうに思っています。

3点確認させてください。1つ目はやっぱりプールが怖いという時に、欠席とか授業を休むことは容認していただけるのだろうかという事が1つです。それから、保護者の参観もさせて頂けるのか。保護者に関わってもらうという形については、どういうことをお考えだろうかという事をお聞きしたいです。3点目は、2ページ・3ページに「児童生徒の命を守り抜くために」という教育長のメッセージがありました。私は、これは歴史に残るのではないかなと思っております。このメッセージを教職員の皆さんに伝えてくださるという事で、どういうふうに伝えていかなければいけないとお考えか教えてください。

永野教育長

3点目から先にお答えします。この委員会でもたびたび挙げさせていただいたことです。「～こと」という非常に指示的な末尾になっていますけれども、こういうふうなメッセージはあんまり出したことがないです。どちらかという和学校現場と協調しながら学校がやりやすいようにというのが裏方の役割だという意味合いの発信が多かったのではないかと思います。特に命にかかわることについて、あるいは子どもの人権や学力に関わることについては本当にメッセージを強くしてやるべきことをやっていきましょうという事が必要じゃないかなと改めて私も考えております。そういうことで、事務局の職員も一緒に考えてくれたのがこれです。決意を新たにして私も取組たいと思っております。

1点目、やっぱり怖いと言われたらどうしますか。

学校教育課副参事

学校教育課の入江です。怖くて授業に参加できないお子さんにもレベルがあると思います。プールまで行って見学はできるお子さんは見学というのはもちろん構いません。中にはプールまで行けない子さんだったらプールから離れた場所で水泳の学習ができるような環境を整える。水泳自体に関わることが今しんどいというようなお子さんは、また別の対応というようにいくつかの段階を経ながら、子どもたちの学習に寄り添うような体制を整えようとは考えています。見学できない場合には、その状況に応じて対応するように各学校には話をしているところでございます。また、保護者の事につきましては、参観日は当然通常どおり保護者も入ってきます。水泳の時のお子さんが心配だという保護者の想いもあると思います。そこを拒むことは当然できません。ただ、参観する時には水着という事もありますので携帯電話での撮影禁止などのルールはあろうかと思いますが、当然参観は認めていく事で考えています。

永野教育長

2点目に関しては、私の方も経済文教委員会でもお話があったのですけれども、保護者にどう関わってもらうか、地域にどう関わってもらうかという話がありました。正直申しあげてPTAの全体の組織的な関わりもありますので、PTA連合会からそのまま各学校にという訳にはいきませ

んけれども、そこは心ある保護者の方々がという事で、例えば運営協議会というのが各学校にあります。その運営協議会がすごく反応していただいて、プールの指導に助力するという学校も出ております。そういったことが広がっていくように、うまく私たちも何かしらのメッセージを出したいなと思っています。地域性もありますので、それを押しなべてというふうには中々なりませんけれども、そういう意味合いの発信をさせて頂けないかと思っております。加えまして、1番の問題でやっぱり休めるのかというところで、私は今度の校長会でもメッセージを用意しておりますけれども、やっぱりプールに入る前から水泳の授業は始まっている、教室の中で今度水に入るときにはという話を必ずすると思います。バディの組み方もそうですし、いきなり水には入らないと思いますので、そういう安全対策を教室の中でやっていく上で、先生たちが本当に等しく子どもたちの心情を理解して丁寧に把握をしていくという事も大事だし、それから泳ぐ以前の問題で人権意識ですとかそういう感覚をもって子どもに接しないと、泳げるからいいよね、とかそういう授業の仕方はしないと信じていますけれども、仮にそういう誤ったメッセージが出るとそれはプール以前の問題になります。安心してプールに向かえるような準備をマニュアルも含めて授業前にきちっと詰めていく事はやらないといけないと思っています。マニュアルはあくまでも直接プールに入ったことが主体になっていますけれども、マニュアルの前段にありますように、準備段階から授業は始まっているのだという事は、校長会でしっかりお伝えしたいと思います。大体6月の第2週には、そういった諸々の事を30項目の点検票で作っていますが、1項目でもできていなければ実施しないで下さいというメッセージを送っていますので、そこはきちっと守ってもらえたらと思います。

野並委員

水に慣れることの大事さというのを低学年の時から教えて、泳げるというよりも怖がらないで慣れることを徹底して、4年生になったら水を怖がるような子どもたちがいないような1年・2年の授業をすれば4年後にはというような期待をしております。

永野教育長

ありがとうございます。今年度の取組は来年の姿に直結していると思いますので、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

谷委員

1点は運営協議会が各学校にあるので、学校運営について話し合う時に当然この水泳授業についても話し合うと思うので、その時にどのようなことができるのかということで、今後一層保護者の力を借りて、みんなで子どもたちの命を守っていくのだという体制を作っていくということで、運営協議会でやれるものはやっていこうという話になれば、今度は具体的に動く地域協働本部につなげてどういう体制のもとにやっていくか、これはすごく熟議がいきます。春野中学校の校長先生も教育新聞に出ているので、見ていたらやはりすごく細かい計画がいきます。そういうふうな事も考えながら、やっぱり今後は保護者の力も借りていくという方向に一層高知市が進めていくべきだというふうに思います。

それと、もう一つはまた違って来るかもしれませんが、熱中症対策が必要だと思います。私も経験がありますがプールの周りは歩くだけでも熱くて歩けませんよね。もうそんな状況なのでどういうふうにやっていくのかなと、それで具合悪くなる子どもがいたらという事も出てくるだろうし、プールだけでなくいろんな授業でも必要かもしれませんけれども、水への安全対策と同時に熱中症対策も必要です。それは対応していかないといけないなと思います。

永野教育長

前段の協働本部につきましては、今ご説明する材料が足りていませんので、また別の会でお話ししましょう。熱中症対策についてはあわせて発信していますか。

学校教育課長

はい、今年度の熱中症対策については、各学校長に私から直接メールを送って対応するようにしておりますので、そのあたりは校長の意識も高まっていると思います。

永野教育長

あまりにも気温が高いと水中で熱中症になる例もあるのでよね。

学校教育課長

はい。

永野教育長

そういう時はやらさないほうがいいです。様々な対応を取らなくちゃいけないという事です。

西森委員

保護者のところへの言及が何度かありました。保護者にとっては学校が開かれていて、「いつでもどうぞ」と言っていただけると物凄く安心につながります。特に水泳が難しいと感じるものが先ほどもありましたが、水泳授業参観に関してはスマホ・タブレットのお預かりを強制していいのではないかと思います。それは条件を付けさせてくださいと。私たちは何も文句を言いません。なんで持っていったらいいのと言いませんので、連絡したくなったら途中抜けさせてもらって10分・15分したらまた戻ったらいいわけですからそういう条件のもと来られる保護者さんはぜひ来てくださいというメッセージをしていただけたらありがたいなというふうに思いました。それが1点です。

教育長がすごいと思うのが、「人権」という言葉と「見極め」という物凄いキーワードをおっしゃったことです。これはインクルーシブにつながる話だと思います。こういう形でそこに行くのは飛躍しているかもしれませんが、インクルーシブ教育といったときに、一人一人の子どもはみんな違うのだという前提の中で、耳を傾けて個別に応えていくのだというようなことは残念ながら道半ばだと思います。そんな意識で人権はもとよりインクルーシブと教育長がおっしゃったと受け止めたので、そういった意識もこの機会に職員の皆様方に思い出していただきたいです。それがほかの授業にも波及されていく事も理解していただきたいです。

もう1つは教職員間の会話で、県の教育長さんは若い職員さん達と直接膝を交えて話すこともあります。若手でも中堅でも教員のご経験がある永野教育長と直接お話してみるといいと思います。直に意見が伝えられる機会があってもいいのではないかと思います。

もう1つは鳳汰さんのことは忘れちゃいけないです。ご遺族のご意思が最優先ですけど、あらゆる事件の報道で皆さんがおっしゃられるのは忘れられることの辛さです。あってはいけない事なので、これを機になんて言葉が言えるのはずっと先の話で、そういう言葉を言うべきではないです。やっぱり鳳汰さんという子がいて、こういう辛い思いをして亡くなられたというところについては、教職員は絶対に忘れてはいけないし、できれば子どもたちにも知っててもらいたいです。授業でやるかどうかは今の話ではないと思います。今回高知市がいろんなモデルを提示されたという事について、鳳汰さんが関わっていることを何かの形で残していきたいと思っています。それは保護者の方が許していただけるならば、被害者支援や繋がる体制は取っていますよね。その中で、何か残る形でやらせていただけませんか、という事をお伺いするタイミングはどこかであっていいのではないかと感じています。

永野教育長

ご丁寧ありがとうございます。5点頂戴しましたので、細かくは答えできないのですが、できるだけ職員と対話することは非常に重要だと思います。

それから4点目の鳳汰さんの死にどう向き合うかはとっても大事な事ですが、まさしく「これを機に」とおっしゃったワードです。それが本当にもう保護者の方にとっては、それが違和感にもなりかねませんので私たちとしては気持ちも整えて丁寧に向き合う事で、これからの事についてお話ができるか、今少し時間を待ってもらいたいという所です。

ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。

永野教育長

以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時50分

署 名

教育長

4 番委員